

2019年10月4日

各位

三井住友信託銀行

「指定金銭信託約款」の約款変更について

今般、弊社では2018年2月に金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、マネー・ローンダリング等に関する特約を導入するため、2019年9月24日付の金融庁長官認可に基づき、「指定金銭信託」の約款を2019年11月8日より変更いたします。

約款の変更の内容および変更について異議のある委託者および受益者は、2019年11月5日までに、弊社までお申し出ください。

「指定金銭信託約款」

第10条（信託の終了事由）

この信託の終了事由は、次の各号に掲げるものとします。

- ①～② 現行の①～②に同じ
- ③第10条の3第1項に定める解約
- ④ 現行の④に同じ

第10条の2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）

（1）当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、委託者または受益者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、委託者または受益者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていないときは、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

（2）日本国籍を保有せず本邦に居住している委託者または受益者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

（3）前項（1）の確認や資料の提出の依頼に対する委託者または受益者の対応、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情に照らして、この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当社は、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

（4）前項（1）から（3）の定めにより取引が制限された場合であっても、委託者または受益者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等へ抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第10条の3（反社会的勢力の排除、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に関する特約）

- （1）①～③ 現行（1）①～③と同様
 - ④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- （2） 現行の（2）と同様

以上